

「国家公務員の育児休業等に関する法律」の改正について

平成29年1月31日

民間労働者の育児休業については、これまで子が1歳に達するまでを原則とし、例外的に1歳6か月に達するまでの休業が可能とされていたところ、保育所に入れない場合には例外的に2歳に達するまで休業できるよう、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律を一部改正することを含む法案が国会に提出されました（平成29年10月1日施行予定）。

これに先立ち、この改正が行われる場合の公務における規定の整備について、人事院は、内閣人事局からの検討依頼の書簡を受け、これまで民間法制と同一としてきた非常勤職員の育児休業について、今回の民間法制と一体的に同一の改正を行う必要があるという見解を回答しました。これを受けて、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正も、上記法案の附則において行うこととされています。